

委託契約における公共工事設計労務単価等の改定（令和5年3月）に
伴う特例措置の取扱いについて

令和5年3月1日以降に契約を締結する委託契約のうち「下水道管等保守」、「道路・公園清掃」、「公園緑地等管理」の中で公共工事設計労務単価を適用して積算しているもの及び「設計・測量・地質調査等」の中で設計業務委託等技術者単価を適用して積算しているものについては、特例措置を実施することとしています。

※令和5年3月13日「委託契約における公共工事設計労務単価等の改定（令和5年3月）に伴う特例措置の実施について」参照

※最新単価は市況により上下するものであり、本措置は契約金額が増額することを保証するものではありません。

これまで、財政局契約第二課で入札又は見積徴収を行う案件のうち特例措置の対象外となるものについては、入札公告等にその旨を記載することとしていましたが、令和5年5月1日以降に公告又は見積徴収を行うものは、特例措置の対象外となることから、その旨についての入札公告等への記載を終了します。

また、各区局で発注する案件についても、特例措置の対象か否かについてのお知らせについても、同様に終了します。

特例措置の対象となっている委託契約の受託者の方々へは、順次発注担当課より今後の手続きについて連絡いたしますのでお待ちください。

【お問い合わせ先】

（特例措置の実施に関すること）

財政局公共施設・事業調整課 電話 045-671-2025

（契約手続きに関すること）

財政局契約第二課 電話 045-671-2186